

喀痰吸引等研修（第3号研修）を修了された方へ ＜特定行為を実施する前に必要な手続きについて＞

!!!!必ずお読みください!!!!

注意

- 喀痰吸引等研修を修了しただけでは、対象者（利用者）への特定行為は実施できません。
- 研修修了後には、必ず宮城県へ認定特定行為従事者認定証の申請手続きが必要になります。
- 認定特定行為従事者認定証の交付を受けないまま無資格で特定行為を実施した場合には、医師法等違反となり、各法における罰則や処分の対象となる可能性があります。
- 詳しい手続き方法及びその他必要な手続きは宮城県のwebサイトに掲載しておりますのでご確認ください。「宮城県 たんの吸引」で検索してください。



①新規利用者（対象者）に特定行為を実施する場合

利用者（対象者）へ特定行為を実施する場合は、**特定行為実施前**に宮城県に認定証交付手続きを行うことが必要です。認定証交付後に特定行為の実施が可能となります。

②利用者又は特定行為を追加する場合

新たな利用者へ特定行為を実施する場合や既に認定を受けている利用者に対して認定を受けている特定行為以外の行為を実施する場合は、**特定行為実施前**に宮城県に認定証交付手続きを行うことが必要です。認定後に特定行為の実施が可能となります。

例①：認定を受けている利用者 A さんの他に、利用者 B さんに特定行為を実施する場合

例②：認定を受けている利用者 A さんに実施する特定行為を新たに追加する場合

〔実施する特定行為〕口腔内の喀痰吸引 → 口腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引（追加）

【例①】



【例②】



※認定証交付申請書類が不備なく県庁に届いてから認定証が申請者に郵送されるまで2週間程度かかりますので余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。



認定特定行為業務従事者の認定は従事者本人に対して行うものです。

- 所属の事業所や担当者に手続きを任せきりにするのではなく、対象者（利用者）に特定行為を提供する前に、ご自身が、当該対象者への認定特定行為従事者認定証の交付を受けているかを確認してから特定行為を実施してください。
- 認定特定行為業務従事者の認定を受けた場合でも、ご自身が所属している事業所が県から「喀痰吸引等事業者」または「登録特定行為事業者」の登録を受けていなければ、特定行為の実施はできません。事前にその旨を確認してから特定行為を実施してください。

【問い合わせ先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号（宮城県庁）
宮城県保健福祉部 精神保健推進室 発達障害・療育支援班
電話 022-211-2543（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）